

市道の路線の廃止について

【概要】

下記路線の廃止について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、提案するもの。

廃止する路線 1路線
廃止路線総延長 76.7m
廃止路線総面積 483㎡

【市道廃止調書】

NO	図面番号	路線番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)	面積(㎡)	認定年度(年度)	理由
1	1	F7-146	浪館146号線	浪館字泉川9番2地先	浪館字泉川9番21地先	76.7	483	R4	寄附
合 計			1路線			76.7	483		

●廃止する路線の内訳

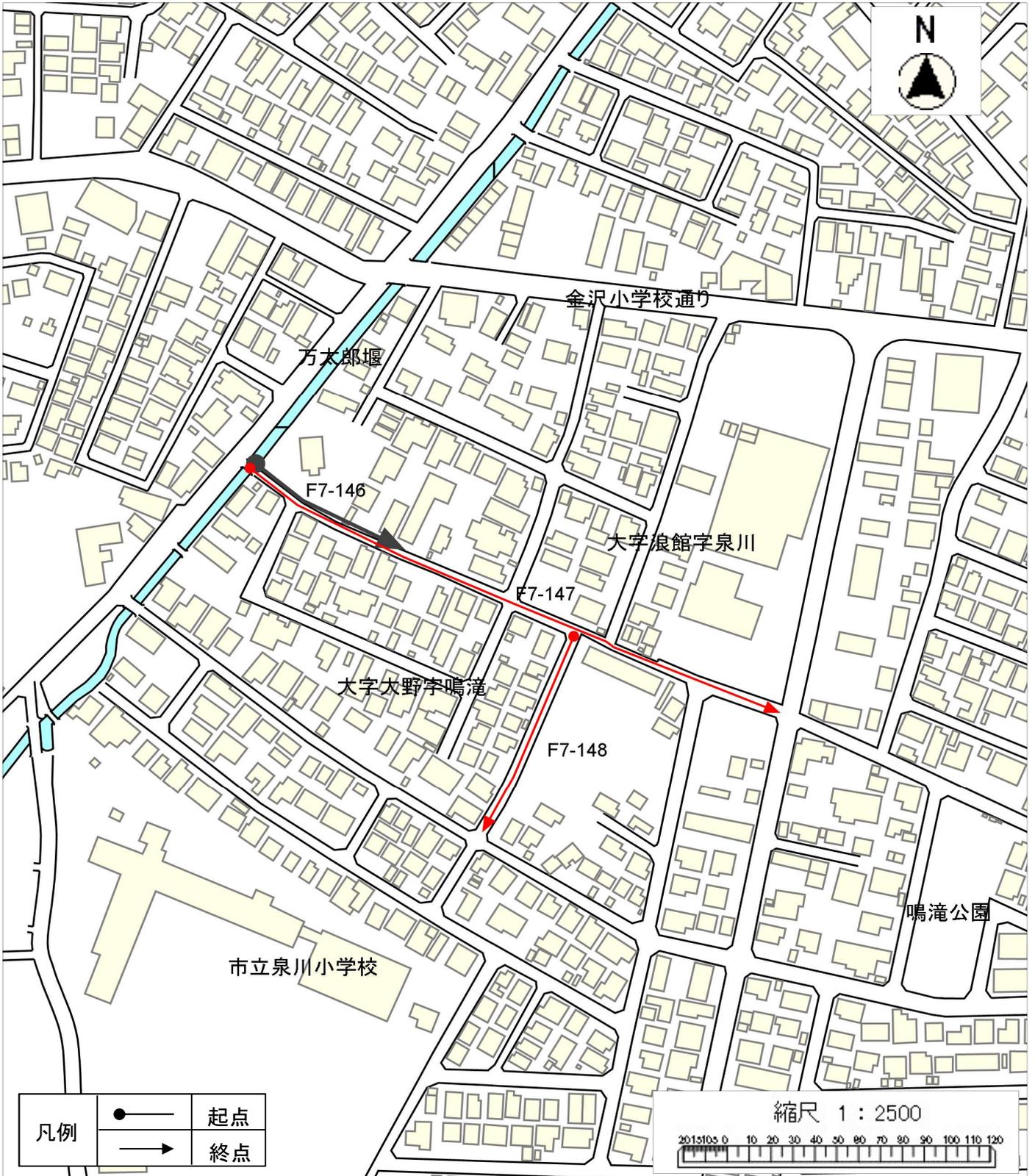
寄附	1
帰属	0
その他	0
計	1

※理由

寄 附：道路の寄附による路線延長のため一旦廃止
帰 属：開発行為に伴う道路の帰属による路線延長のため一旦廃止
その他：現地調査等により道路用地境界が明確になった道路を新たに認定するために一旦廃止

位置図 1

認定	
廃止	



廃止路線図 1

認定	
廃止	



【帰属による】

認定路線図1を参照